Ver.4.2(250628)

生活困窮者（生活保護支援対象者及び非対象者）に関する自立支援機能のイメージ図

生　活　困　窮　者

相談

相談

相談

②【新規】ハローワーク生活困窮者就職支援コーナー（常設窓口）の設置（類型Ａ対象）

・砧総合支所生活支援課にハローワーク就労支援ナビゲーターが常駐し、生活困窮者を対象に就労支援、職業相談・紹介業務を実施。
・自己検索端末の活用によるハローワークナビゲーター、区就労支援専門員、区ケースワーカーがサポートしての仕事探し

③路上生活者支援機関
(特別区人事・厚生事務組合)

・路上生活者の就労自立支援を実施する宿泊施設
・平成２６年度より、現在の品川から目黒区大橋に移転（池尻大橋駅徒歩圏内）

④居宅生活安定化支援事業

・精神保健福祉士による精神疾患患者の安定した居宅生活の維持、向上に向けた支援の実施

類型Ａ 一般支援対象	本人に一定の意欲や能力が見込まれることから、ハローワーク等による一般の就労支援プログラムを活用する者。
類型Ｂ 重点支援対象	長期間のブランクなどがあり、就労意欲喚起やカスタマイズされた就労情報の提供等の個別支援が必要となる者
類型Ｃ 就労困難	長期入院等により、少なくとも当面は就労が困難なケース

生活支援課

（１）生活保護要否の判断
（２）就労支援の可否判断
　１）一般就労可能（類型Ａ）　→就労支援専門員の支援、②、⑨ハローワーク機能へのつなぎ
　２）就労相談・支援が必要（類型Ｂ）→⑧就労相談・支援事業へのつなぎ
　３）当面就労が困難（類型Ｃ）　→生活保護ケースワーカー、（仮称）自立支援専門員等による対応
（３）法外支援の必要性についての判断
　１）法外助成、融資が必要　→⑦自立相談・支援事業へのつなぎ
　２）家計相談支援が必要　→⑦自立相談・支援事業へのつなぎ
　３）地域での見守り支援が必要　→⑦自立相談・支援事業へのつなぎ
（４）精神・発達障害等の可能性についての判断
　１）発達障害の可能性がある　→⑥若者就労支援センター（若者サポートステーション）へのつなぎ
　２）精神疾患患者の復帰支援　→④居宅生活安定化支援事業へのつなぎ（生活保護受給者）
（５）教育支援の必要性についての判断
　必要に応じて　→⑤子どもの教育支援機能や⑥若者就労支援センターへのつなぎ

①【新規】自立相談支援窓口

・生活困窮者の相談対応、支援別類型の整理、類型に応じた支援制度へのつなぎこみ
・（仮称）生活困窮者自立相談支援センター等との連絡調整
（生活支援課に「（仮称）自立支援専門員」を配置）

【新規】（仮称）生活困窮者自立相談支援センター
（類型Ｂ対象）

⑦【新規】自立相談・支援事業

・生活困窮者の相談対応、アセスメント、支援計画の作成
・住宅支援給付、生活福祉資金、受験生チャレンジ支援貸付等の総合的な相談の受付
・家計相談支援の実施（多重債務ケースの「東京都生活再生相談窓口」へのつなぎこみ）
・地域のネットワークを通じた生活困窮者の把握をするとともに、地域の支援機能や地域コミュニティへのつなぎ。
（社会福祉協議会委託を想定）

⑧【新規】就労相談・支援事業

・就労相談・支援
　対象者の状態に合った求人情報のカスタマイズ化と職業紹介を含む就労相談・支援を実施。必要に応じて訪問支援（アウトリーチ）を行う。
・就労準備支援
　支援プログラムに基づく、就労セミナー等のグループワークによる就労意欲喚起事業を実施し、合わせて一般就労に向けた基礎能力の形成を行う。
（民間事業者等への委託を想定）

⑤子どもの教育支援機能等

・子ども家庭課の「ひとり親家庭学習支援事業」や「学生ボランティア派遣事業」等との連携、つなぎ。

⑥世田谷若者就労支援センター

・発達障害者の就労準備支援等の実施。「成人期発達障害者支援」へのつなぎ。
・ひきこもり傾向の若者への各種セミナー、職場体験等の実施。
・中学、高校生への学びなおし事業の実施

⑨三軒茶屋就労支援サービス拠点（類型Ａ対象）
（産業振興公社等）

・カウンセリングやセミナーによる求職相談。
・就職活動中のメンタルヘルス相談
・ハローワークによる一般的な職業紹介、自己検索端末による仕事探し